

議案第6号

美術館条例施行規則中改正について

美術館条例施行規則（平成19年横須賀市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

平成28年2月5日提出

横須賀市教育委員会

教育長 青木克明

美術館条例施行規則の一部を改正する規則

美術館条例施行規則（平成19年横須賀市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号ア中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（提案理由）

学校教育法の一部が改正されることに伴い、義務教育学校の規定を追加するため、この規則を改正する。

(観覧料及び使用料の減免)

第7条 条例第5条第6項に規定する特別の理由があると認めるとき及び減免の割合又は額は、次のとおりとする。

- (1) 学校等(次に掲げるものをいう。以下同じ。)の職員又はこれに準ずる者が当該学校等の教育活動として当該学校等に在学し、又は在籍する者を引率して観覧するとき。 観覧料及び使用料の10割
- ア 法第1条に規定する小学校、中学校、幼稚園又はこれらに相当する教育施設
 - イ 法第1条に規定する中等教育学校の前期課程
 - ウ 法第1条に規定する特別支援学校の小学部、中学部又は幼稚部
 - エ 本市の区域内に存する高校(第4条第2項に規定する高校をいう。)
 - オ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設
- (2) 前条各号のいずれかに該当する者が駐車場を使用するとき。 使用料の10割
- (3) 観覧券の交付を受けた者(前条各号のいずれかに該当する者を除く。)が駐車場を使用するとき。
- ア 普通自動車 310円
 - イ 自動二輪車及び原動機付自転車 使用料の10割
- (4) その他教育委員会が特に必要と認めたとき。 教育委員会が定める割合

